

鹿児島市オンライン観光支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下における当面の観光振興を図るため、鹿児島市内で民間の企業等又は個人事業主が海外からの観光需要回復を見据え実施する今後の本市への誘客につながるオンライン観光の事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オンライン観光 あらかじめ日程等の内容と参加代金の有無等を定めた配信に関する計画を作成し、参加者を募集して実施するインターネット上での観光の取組をいう。
- (2) 民間企業等 以下に掲げる者をいう。
 - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第4条に掲げる納税義務者であって、同法第2条第5号に掲げる公共法人を除く法人
 - イ 法人化されていない任意の業種別団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者（以下「任意団体」という。）

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、鹿児島市内で海外観光客の継続的受入を実施し、又はこの要綱に基づく補助を受けたオンライン観光の実施を契機に海外観光客の継続的受入の実施を予定する民間企業等又は個人事業主のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 民間企業等にあつては市内に事務所又は営業所を有する者、個人事業主にあつては市内に事務所又は営業所を有する者若しくは市民であること
 - (2) 納期の到来している市税の滞納がない者（ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき徴収の猶予を受けているときは、滞納がない者とみなす。）
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に掲げる宗教団体にあつては収益事業にて実施する場合であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな
- (1) 役員等（法人にあつてはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者を、個人にあつてはその者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同

じ) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

(7) 相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）がオンライン観光の事業を企画又は運営するために必要な別表第1に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、数量等の確認ができるものについて、予算の範囲内で、補助事業者に交付するものとする。

2 規則第6条第4項に規定する条件（以下「補助要件」という。）は、別表第1のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げるいずれかに該当する事業及び経費は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、30万円を上限とする。

2 補助対象者は、補助対象経費における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業者の募集)

第6条 市長は、補助事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に申込みをしようとする補助対象者（以下「申込者」という。）は、

市長が定める期日までに鹿児島市オンライン観光支援補助金応募用紙（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体等に関する調書（様式第2）
 - (2) 事業計画書（様式第3）
 - (3) 事業収支予算書（様式第4）
 - (4) 見積書又はカタログの写し等、事業計画の内容を示すもの
 - (5) 法人の場合は、法人登記簿謄本、個人の場合は、住民票（任意団体にあつては、代表者が法人の場合は、代表者の法人登記簿謄本、代表者が個人の場合は、代表者の住民票）
 - (6) 団体の定款・規約等（申込者が任意団体である場合に限る。）
 - (7) 団体の会員名簿（申込者が任意団体である場合に限る。）
- （補助事業者の選定）

第7条 市長は、申込者のうちから、補助事業者を選定するものとする。

2 市長は、前項の補助事業者の選定に当たっては、前条第2項の書類に基づき審査を行うものとする。

3 市長は、第1項の選定に際して、必要な条件を付すことができる。

4 市長は、選定の結果を鹿児島市オンライン観光支援補助金審査結果通知書（様式第5）により当該申込者に通知するものとする。

（補助金の交付申請時期）

第8条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助を受けようとする事業に着手するまでの間に行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日とする。

（実績報告）

第10条 規則第14条の規定により別に定める実績報告の時期は、補助事業が完了した日から起算して1月（当該期限が補助事業が完了した日の属する年度の末日を経過する場合には、同日）とする。

2 規則第14条第1号の事業実績書は、様式第6とする。

3 規則第14条第2号の収支決算書は、様式第7とする。

4 規則第14条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 経費明細書及び支出を証明する書類又はその写し
- (2) 配信内容を編集した映像など補助事業を完了したことを示すもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係

る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第8）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税を含めずに交付申請した場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

（決定の取消し）

第12条 補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があった場合は、補助事業者は当該補助金を返還するものとする。

- (1) 補助事業を実施しなかったとき。
- (2) 交付決定の日の属する年度の最終日までに補助事業が完了しなかったとき。
- (3) 申請内容と著しく異なる事業を実施したとき。
- (4) 提出された申請内容等に虚偽の記載があったとき。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助期間終了後の事業の継続）

第14条 補助事業者は、補助期間の終了後も継続して海外観光客の受入に努めなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する実施の状況について、補助事業者に対し、必要に応じて報告を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助要件
1 モバイルW i - F i等、オンライン環境整備のための機材導入・設置に要する経費 2 ウェブカメラ、マイク等ライブ配信のための機材導入・設置に要する経費 3 技術支援、映像編集等一定の配信水準確保や、観光ガイド等のための外部委託に要する経費 4 プラットフォームへの登録料、販売手数料等インターネット上の外部サイトでの配信に要する経費	1 一定の集客確保の見込みのもと行うこと。 2 技術的に安定した配信を確保すること。 3 鹿児島ブランディングを通じた、海外から本市への将来の誘客につながる取組であること。 4 オンライン観光を実施するために、新たに生じる経費であること。

別表第2（第4条関係）

補助対象としない事業
1 この要綱による補助と同一の事業について、国又は県等から他の補助を受けているもの 2 補助要件を満たさないもの 3 リアルタイムでなく参加者がいない形で実施するもの 4 商品の販売のみを目的とするもの 5 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの 6 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの 7 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するもの 8 公序良俗に反する行為を行うもの
補助対象としない経費
1 補助事業に係るものとして明確に区分できない費用 2 間接経費（交通費、宿泊費、飲食費、光熱水費、振込手数料等） 3 職員に対する人件費 4 明細書及び支出を証明する書類又はその写しに不備のあるもの 5 補助金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの